

岩国都市計画の変更案に係る意見書の要旨 (議案第1号～議案第3号 資料)

○ 注 意

- ・本資料は、標記都市計画の変更案に係る「意見書の要旨」です。
- ・意見書の内容は、以下の分類に沿って要旨を整理し、「県の考え方」を示しています。
 - ① 愛宕山地域開発事業に関する事項
 - ② 都市計画道路牛野谷尾津線に関する事項
 - ③ 新住事業に係る関係法の解釈に関する事項
 - ④ 都市計画の手続に関する事項
 - ⑤ 愛宕山新住事業の当初事業計画に関する事項
 - ⑥ 跡地の転用に関する事項
 - ⑦ 愛宕山新住事業の財政・事業収支に関する事項
 - ⑧ 愛宕山新住事業の事業中止に至る責任問題に関する事項
 - ⑨ 米軍岩国基地再編に関する事項
 - ⑩ その他の事項

岩国都市計画の変更案に係る意見書の概要

1 都市計画変更案

- (1) 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（議案第1号）
- (2) 岩国都市計画道路の変更（議案第2号）
- (3) 岩国都市計画新住宅市街地開発事業の変更（議案第3号）

2 縦覧期間

平成20年8月19日～9月2日（縦覧者数：157人）

3 意見書の提出状況

項目	提出者数	備考
提出者総数	5,326人	
記載不備提出者数	3人	住所や氏名の提出者を特定する記述が記載されていないため無効としたもの
同一人物からの提出	157人	同一人物が複数の意見書を提出している場合は1人の意見とする。
期限外提出者数	41人	提出期限(縦覧期間)を過ぎて意見書を提出した人数
意見書提出者数	5,125人	提出期限(縦覧期間)内に意見書を提出した人数
賛成意見者数	3,468人	
反対意見者数	1,652人	
不明	5人	同一人物が賛否両方の意見書を提出しており判断できないもの

4 主な意見

- (1) 事業の赤字解消や岩国医療センターの愛宕山移転の早期実現などの理由から都市計画の変更賛成する意見
- (2) 岩国市のまちづくりを進める上で新住宅市街地開発事業は不可欠である、跡地を米軍家族住宅に転用されるおそれがあるなどの理由から都市計画の変更反対する意見

岩国都市計画の変更案に係る意見書の要旨及び山口県の考え方

分 類	意見書の要旨(文末の[]内の数字は当該意見の提出者数)	県の考え方
愛宕山地域 開発事業	<p>(1) 岩国都市計画の 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、新住宅市街地開発事業の変更案に賛成する。直ちに都市計画の変更をされることを希望する。[3,465]</p> <p>(2) 事業を中止し用地の約4分の1を「まちづくり」に活用し、約4分の3は国に買取要請することで合意されており、その実現のためには都市計画変更は必要である。[3,456]</p> <p>(3) 岩国医療センターの愛宕山移転を早期実現するために、本事業と関連する都市計画の廃止を希望する。[3,457]</p> <p>(4) 事業の赤字を解消し、県・市の財政負担を回避するために、本事業と関連する都市計画の廃止を希望する。[2,884]</p> <p>(5) 県・市とも財政状況は逼迫していることから、1日も早く事業計画を廃止し、これ以上の負担増のない新規事業への早期転進を強く望む。[572]</p> <p>(6) 現在の経済情勢では住宅需要は見込めず、新住事業は必要ないと思う。 [2]</p> <p>(7) 事業中止はやむを得ない。この度の変更は的確な対応である。[1]</p> <p>(8) 事業を継続し岩国市民及び150万県民に無用な負担を強いること、新たな債務を後世に残すようなことは絶対に避けなければならない。[1]</p> <p>(9) 「岩国都市計画案の変更」に絶対反対し、新住事業「中止」の「白紙撤回」を求める。[1,365]</p> <p>(10) 愛宕山新住事業は見直した上で継続すべきである。[1,335]</p> <p>(11) 岩国市の総合計画や都市計画等の関連計画との整合性がない。[1,320]</p> <p>(12) 事業中止の判断は、平成13年の包括外部監査での指摘をきっかけに第1期、第2期開発に分割し、第1期に開発を重点化した時が見直しの好機であったが、平成19年に至るまで赤字解消の努力をせず結論を先送りし、土砂搬出の最終段階になって米軍住宅用地に転用するという「国頼</p>	<p>愛宕山地域開発事業についてのこれまでの経緯としては、岩国基地沖合移設事業へ埋立用土砂を提供するという目的は昨年度末に達成しましたが、跡地を住宅団地として開発することに関しては、一昨年11月の県、岩国市及び県住宅供給公社による検討・協議の結果、事業着手後の大きな社会経済情勢の変化の影響により、これ以上事業を継続すると多額の収支不足が見込まれることから、県は、市と協議を重ねた結果、これ以上の赤字増大を防ぐため、やむを得ず事業を中止することで合意しました。また、ここに至るまでには、平成10年の事業着工後も住宅需要調査を実施し、これを踏まえて施工区域を二つに分けて、1期施工区域(東地区)から整備する方針を打ち出すなどの様々な対応をしてきましたが、その後地価の下落はさらに加速し、回復の見込みもなくなったことから、基地沖合移設への土砂搬出が終わり、住宅団地造成工事の着手が計画されていた平成19年度を機に、事業中止の判断をしたところです。このようなことから、県・市・県住宅供給公社としては、「事業の赤字解消」を最優</p>

み」の最悪の判断をした。[181]

(13) 「岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に反対。単に新住事業の関連部分を削除しただけで、乱暴すぎる。跡地利用計画を明確化した上でのマスタープランのやり直しが不可欠である。[179]

(14) 国が買い取る意向を示し、住民合意の下で跡地の用途が確定した時点で、都市計画の手続が開始されるべきである。[178]

(15) 新住事業の実施により、住民税、固定資産税などの多額の税収がコンスタントに見込め、事業費の赤字分の回収が長期的に可能となる。岩国医療センターを核とした魅力的なまちづくりや販売金額の設定など、公社及び県の販売努力がされているとは到底見えず努力不足である。[168]

(16) 知事の掲げる「住み良さ日本一の元気県づくり」は、岩国の立場を考えた発言か。岩国のまちづくりとどう絡み合うのか分からない。愛宕山に21世紀にふさわしい住宅街を造って初めて達成される。知事の言葉に責任を持ってほしい。[114]

(17) 近隣住民は、良好な住宅を期待して発破による騒音や振動にも我慢し協力してきた。当初どおり事業を行うことが土地を手放した方々、住民への筋というもの。新住事業は総合的な「まちづくり事業」であり儲かるようにはなっていないので、多少の赤字でも新住事業は見直して住民参加の下に継続すべきである。赤字だから国に買い取ってもらうでは許されない。県税を投入して最後まで愛宕山開発を進めてほしい。[78]

(18) 事業中止の原因、経緯、対応、中止の判断過程、今後の方針を当初に遡ってきちんと検証、総括し、報告書にまとめて責任の所在を明らかにし、広く県民に公表することが行政責任者としての最低限の義務であり、議会、県民に対する説明責任を果たし真の謝罪につながる。[26]

(19) 事業中止の説明では、新住法の「法的な要件」を欠くとあるが、データに基づく具体的な理由が明らかにされていない。愛宕山よりも規模の小さい新住事業はいくらでもある。住宅需要の減少により計画戸数・人口がいくらにまで減れば法律の要件を欠くことになるのかを明らかにすべきで

先にして、基地沖合移設という国家プロジェクトに協力してきた経緯を踏まえ、県・市一体となって国に用地の約4分の3の買取りを要請するとともに、岩国医療センターの移転を含む「市が提案するまちづくり」や「周辺環境対策」に十分配慮する方針の下に、この問題の解決を目指しております。一方、この度の都市計画の変更は、近年の住宅需要の低迷や予想を上回る地価の下落等の社会経済情勢の変化や将来見通し等を総合的に勘案した結果、岩国市街地における住宅需要がこの先著しく多くなるとは見込まれず、愛宕山地域での相当規模の住宅地を供給する新住宅市街地開発事業の施行の必要がなくなったと判断し、事業廃止後の跡地利用の問題とは切り離して、本事業の都市計画とこれに関連する都市計画を廃止、変更するものです。これまで、住民の方々を対象とした説明会・公聴会の開催など都市計画法に定められた公正な手続を進めています。

なお、住宅需要に関しては、平成14年に県住宅供給公社が実施した住宅需要調査によると、「市が提案するまちづくり」を行ったとしても、住宅需要を根底から変えるような要因になるとは言い難く、また、合併を契機とした周辺の旧町村からの市街地への転入についても、現在の人口が減少し

ある。[13]

(20) 平成2年策定の「岩国市総合計画」、平成13年改正の総合計画では「優良な宅地開発などによる住環境の形成」などがうたわれているが、事業中止の決定後も改定がされておらず整合性を欠いている。利用計画を早急に策定しなければならない。[12]

(21) 事業中止に伴い県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、市街化調整区域への「逆線引き」を含む線引きを変更する手続がなされていない。市が決定する用途地域についても同様である。

[12]

(22) 岩国市においては、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が策定されていない。この指針は都市計画のベースとなるもので、跡地利用計画の基盤そのものを欠く。[12]

(23) 平成10年に開始された愛宕山新住宅市街地開発事業は、夢のような地域開発計画で、岩国市民とりわけ愛宕山周辺に暮らす住民は、早期実現を願って最大限の協力をしてきたにもかかわらず、平成19年に県は、突如として事業の全面「中止」の方針を打ち出し着々とその手続を進めてきた。この度の「岩国都市計画の変更」は、その総仕上げに他ならない。

[12]

(24) 岩国医療センターの誘致が愛宕山地域のイメージアップにつながることは間違いなく、新住事業の実施は、岩国市全体の活性化に寄与する大きなメリットがある。事業の「適正規模への縮小」と「新たな用途への変更」により、事業計画を見直して、できるだけ赤字を少なくする方策を追求すべきである。あわてずに将来をじっくりと見据えた見直しを進めるべきである。[12]

(25) 新住事業の「中止」は、事業採算性の観点で優先し、都市計画の変更は単に法律上の手続を踏むだけの儀式に過ぎない。廃止後の都市計画の観点からの「まちづくり計画」が示されておらず、都市計画法上明白に違法である。[11]

ている状況では多くを期待できないことから、新住宅市街地開発事業の要件である相当規模の住宅需要は見込める状況ではないと考えられます。

今回の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更は、あくまで愛宕山新住宅市街地開発事業の廃止に伴い、この事業を位置付けている本都市計画を変更して整合を図るものであり、今後、跡地全体の具体的な利用計画が決定された場合には、必要な都市計画の手続を行うこととしています。

また、「岩国市総合計画」や都市計画法に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」等の関連計画については所管である岩国市において、必要に応じて適切に対応されるものです。

	<p>(26) 新住事業の中止は、確実に岩国市の人口減少と地域の活力の低下を加速する。合併により、周辺の旧町村からの市街地への転入も見込める。県・市ともに都市・住宅政策が決定的に不在と言わざるを得ない。[11]</p> <p>(27) 平成19年に県は都市計画区域についての「基礎調査」を実施したが、新住事業の見直しに活用されていない。[11]</p> <p>(28) 平成8年策定の「住宅マスタープラン」では、重点的に推進するアクションプロジェクトとして、「多世代型住宅団地の供給」を目指す「愛宕山地域開発」が位置付けられており変更案との整合性がない。[11]</p> <p>(29) 知事は、岩国に来て、これまで協力してきた地域住民の切実な思いを直接聞いて、新住事業の中止に至った経緯や理由を岩国市民に対し自ら直接説明し、住民の側に立った判断をしてほしい。[10]</p> <p>(30) 古里になぜこのようなひどいことをするのか。古里を大切にしてほしい。[2]</p> <p>(31) 医療センターの移転を前提とした住宅需要予測は不正確であり不十分である。[1]</p> <p>(32) 愛宕山を売ってしまえば2度と取り戻せない。多くの人が不安を抱いている。岩国の中心部に基地施設ができるよりは、赤字を抱えて将来返済するほうが良いのではないか。[1]</p> <p>(33) 愛宕山問題の解決に市民が踏み出せるよう、開発の詳細な経緯を文書にし、県市の考え方を付けて公表すべきである。[1]</p>	
<p>都市計画道路牛野谷尾津線</p>	<p>(1) 岩国都市計画道路の変更案に賛成する。直ちに都市計画の変更をされることを希望する。[3,465]</p> <p>(2) 事業の変更には賛成であるが、岩国医療センターの移転が計画中と聞いており、岩国西地域及び光下松周南地域の住民の利便から、地区内幹線道路は建設されることを要望する。[1]</p> <p>(3) 都市計画道路牛野谷尾津線の廃止は、愛宕山開発用地の西側のみならず、</p>	<p>都市計画道路牛野谷尾津線は、新住宅市街地開発事業の実施により、この事業の都市計画決定に併せて都市施設として都市計画決定したものであり、この度の新住宅市街地開発事業の廃止に伴い、本都市計画道路も併せて廃止するものです。</p>

	<p>近隣からのアクセスの死滅につながる。岩国医療センターの愛宕山地域への移転が決まっている上での廃止は、同センターへの緊急搬送も不可能となり納得できない。[12]</p> <p>(4) 都市計画道路牛野谷尾津線の廃止は、都市計画法第13条第11号で規定する「都市施設は土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。」の都市計画基準に違反することから認められない。[12]</p> <p>(5) 都市計画道路牛野谷尾津線の廃止は、米軍住宅の建築に当たり、その中央を公道が横切することは望ましくなく、団地全体を基地用地としてレイアウトしたいことにあると考えられる。米軍住宅の建設を先取りする県の企ては到底承服することはできない。[11]</p>	<p>なお、跡地利用計画が決まり、都市計画への位置付けが必要となる場合は、具体的な計画が決まった段階で、必要な都市計画の手続を行うこととしています。</p>
<p>関係法の解釈</p>	<p>(1) 計画の変更は都市計画法及び新住法に違反し無効である。現在進められている変更手続は進めるべきではなく、即刻ストップしなければならない。[1,338]</p> <p>(2) 県は、国会での政府答弁等を根拠に都市計画の変更ができると説明している。法律の解釈運用は、学説や判例等を幅広く参照しなければならないが、都市計画の変更により新住事業を廃止できるとする見解は皆無である。都市計画法の制定作業に携わった学者によれば「都市計画の変更とは、事業地、設計の変更又は事業施行期間の変更である。」とされ、事業の中止は想定されていない。事業を廃止するためには明文の根拠を要するのである。[180]</p> <p>(3) 新住宅市街地開発法には事業の「中止」を認める条文はなく、途中で事業を中止することは法的にはあり得ず、最後まで完遂しなければならない。また、都市計画法には、「都市計画の廃止」の根拠規定はなく、新住法及び都市計画法の二つの法のいずれにも根拠を欠く違法・無効な手続を進め</p>	<p>新住宅市街地開発事業は、新住宅市街地開発法で、都市計画事業として施行されると規定されています。</p> <p>事業の中止については、この事業を認可している国土交通省から、「都市計画事業は、社会経済情勢の変化等により、その事業の必要性が失われた場合には、都市計画事業に関する都市計画の変更と合わせ、事業認可の取消しを行い、事業の中止を行うことが可能である。」との見解が示されています。</p> <p>また、都市計画の廃止についても、同じく都市計画法を所管する国土交通省から、「都市計画法第21条第1項の都市計画の「変更」には「廃止」も含まれる。」との見</p>

	<p>ようとしている。[13]</p> <p>(4) 「市街化区域への編入」などの関係計画は連動して変更されるべきであるが、今回は事業の中止のみが先行しており都市計画法上明白に違法である。[12]</p> <p>(5) 岩国市のまちづくりにとって重要な問題を岩国市民との対話や意思確認、市民への十分な情報提供を行わないで、一方的に決定がなされたことは都市計画法に抵触する違法不当な行為である。[1]</p>	<p>解が示されています。 これらを含め、この度の手続は、適法に行われています。</p>
<p>都市計画の 手続</p>	<p>(1) 説明会や公聴会に対する県の姿勢は、住民の「米軍住宅絶対反対」の総意を恐れるが余り住民参加への配慮を欠き、市民への資料提供や説明が不十分である。公聴会を増やし地域住民の声を聞き、住民参加の下に説明会及び公聴会のやり直しを求める。[1,356]</p> <p>(2) 都市計画審議会が、説明会、公聴会で述べられた岩国市民の声と住民の意見に十分に耳を傾け、県の主張を鵜呑みにすることなく、愛宕地域住民の気持ちをくみ取り、住民の目線に立った慎重かつ公正な審議を行われることを要望する。[1,336]</p> <p>(3) 計画の変更は都市計画そのものの視点からも違法である。[1,319]</p> <p>(4) 都市計画審議会においては、「愛宕山の望ましい今後の土地利用の在り方」及び「地元住民すべての参加により未来の子供たちに安全・安心をバトンタッチできる愛宕山地域のまちづくり」に向けて指針を提示してほしい。[14]</p> <p>(5) 説明会及び公聴会で出された意見が、その後の関係機関との協議や案づくりに反映されたかについて広報されずに案の縦覧に至っており、説明責任が果たされていない。すべての意見書を県の広報誌や出先機関で開示し、知事が意見書に対する考えを示し、審議過程を含め情報開示されるべきである。[14]</p> <p>(6) 都市計画審議会の審議日程・審議事項の事前の広報、会議資料の委員へ</p>	<p>愛宕山地域開発事業の中止については、昨年10月に岩国市が説明会を開催し、さらに、11月には県・市合同で説明会を開催しました。</p> <p>本年5月に開催した事業の中止についての説明会は、これらの経緯を踏まえ、岩国市とも相談の上、できるだけ多くの岩国市民の方に参加してもらえるように岩国市報で開催の案内をし、市民会館で昼夜2回、加えて、地元の方にも参加しやすいよう事業地に近い3会場(愛宕供用会館、牛野谷供用会館及び平田住民ホール)の合わせて延べ4日にわたり5回の説明会を開催するなど必要な説明をしてきたところです。</p> <p>また、公聴会でいただいた御意見の要旨及びこれに対する県の考え方を整理、縦覧し、改めて住民、利害関係人の方々から変更案に対して御意見をいただき、岩国市の意見も踏まえ、県都市計画審議会に諮問し</p>

の事前配付、審議会の全面公開、1度だけで終わらせない徹底した開かれた審議、議事概要の全県民への公表をお願いします。[13]

(7) 住民への事前の情報提供なしに、都市計画手続の履行のみを目的とした説明会、公聴会が強行されたことは、法的なステップを踏むための市民の「ガス抜き」を兼ねた「セレモニー」と言わざるを得ない。この重要で重大な問題を形式的に進めるのではなく、責任者が直接説明会を開き説明に当たるべきである。[13]

(8) 説明会、公聴会に先立って、新住事業を中止する理由を知事が地元へ納得行くまで説明すべきであった。[12]

(9) 説明会の開催回数を当初より減らし、日程、場所は十分周知されず、開催日は住民が出席しやすい休日を選び、開催に当たっては、資料を地域の全世帯に事前配布せず、会場の入口で記名を求めて入りにくい雰囲気をつくるなど、住民になるべく出席させないようにする故意的で悪質な操作と言わざるを得ない。[12]

(10) 住民に関心のある、事業中止の手続全体がこれからどう進められ、その過程でいつどのように意見表明ができるかについて知らされていない。住民参加というには程遠いやり方であり、住民の意見が十分に反映されるように、再度やり直しを求める。[12]

(11) 公聴会では、説明会で出された意見を紹介されなかったが、これらはそれぞれ別の手続と考えるべきではなく、一体となった意見聴取システムと考えるべきである。[12]

(12) 公聴会議事録は公述人の氏名を非開示としているが、公聴会という公の場において氏名を名乗って発言しているもので当然に開示すべきである。また、議事録には職業が記載されておらず、公聴会に関する記録の作成では「出席した公述人の職業」を記載することとされている、山口県都市計画公聴会規則違反である。[12]

(13) 意見募集の際に公表された資料は、説明会、公聴会では配布されず、根拠となった数字・データは皆無であり、新住事業の中止を説明する理由

たところであり、手続は、都市計画法で定められた手順に則り、適切に進めています。

	<p>としては極めて不十分である。審議会の各委員は、県に改めて資料の提出を求め賢明な審議を行われることを要望する。[12]</p> <p>(14) 納税者である県民に対して事案の説明がされていない。県民にとって重要な問題であり、県民に、より広く意見が求められるようお願いする。</p> <p>[2]</p>	
<p>当初事業計画</p>	<p>(1) 当初の都市計画決定そのものが住民不在でズサンである。[1,319]</p> <p>(2) 滑走路の沖合移設と愛宕山開発は、基地機能の強化・拡張のためのシナリオが計画当初から描かれていたと疑わざるを得ない。埋立土砂搬出完了を待っていたかのごとく、赤字を理由に愛宕山地域開発事業を中止された。当初から愛宕山開発事業は赤字事業で、将来米軍住宅となる計画があったのではないか。[67]</p> <p>(3) 当初決定時の公聴会では6人の公述人全員が反対意見を述べるなど、今回の事業破綻を予見する意見があったにもかかわらず、県市は、既定の方針を歩んだ。その動機が公社の延命策と関連公共施設整備に対する優先補助など、国からの甘い誘いがあったことは間違いない。[17]</p> <p>(4) 愛宕山開発事業は環境破壊であり、住宅地として、学校等も造る大きな計画そのものが当時既に不要なものだった。開発事業そのものをすべきではなかった。[17]</p> <p>(5) 平成12年に土砂搬出が始まり、平成13年に早や事業の見直しが必要とは、あまりにもズサンな計画である。事前に十分な調査をして取りかかるといふ当たり前のことをしていれば、このような事態にならなかったはずで、これを無責任にも未完成のまま放り投げ、後の借金は国に転売して片を付けようとする身勝手さは、長年事業に協力してきた地元住民には到底納得できるものではない。[14]</p> <p>(6) 山口県都市計画地方審議会では、事業の破綻を危惧・予見する意見が多数出されたにもかかわらず、資料に基づくことのない通り一遍の答弁に終始し、都市計画・まちづくりの在り方をめぐる議論が尽くされたとは到底</p>	<p>これらの御意見は、今回の都市計画変更案と直接関係するものではありません。</p>

	<p>言えない審議状況であった。[11]</p> <p>(7) 愛宕山開発は、埋立土砂の供給が主な目的なので、コスト高とはなるがフラットな山の切り方は都合が良い。もともと宅地開発からいつでも他の目的に転用できるように計画されていたのではないか。米軍住宅には恰好の平坦な地形である。[11]</p> <p>(8) 住民が知らない間に都市計画が決定され、今度の変更。当初から市民の意見が取り入れられていないことは不満である。[2]</p>	
<p>跡地の転用</p>	<p>(1) 跡地への米軍住宅建設には絶対反対する。[1,464]</p> <p>(2) 新住事業の中止と米軍住宅の建設は周辺地域のコミュニティを破壊する。[1,323]</p> <p>(3) 事業中止後の跡地の利用計画が不在で無責任極まりない。[1,322]</p> <p>(4) 愛宕山に米軍住宅が建つと、交通事故や犯罪が増え、治安の悪化や犯罪の多発が予想され、安心して暮らせないため米軍住宅への転用は絶対反対である。[393]</p> <p>(5) 国に対して買取りを要望中であるが、買取価格などの条件を明らかにせず、公社も交渉において主体性がない。国が買うとしても地価の下落後であり赤字の解消からは程遠いと思われるが、だれが後始末の責任をとるのか。国と県とが売買に合意した瞬間、跡地利用の形態が確定し、地元自治体や市民は何の希望の述べようもないし、跡地が米軍住宅建設用地となればなおさら納得できない。[182]</p> <p>(6) 近隣住民は良好な住宅地が出来ることを期待して、騒音、振動、粉塵に耐え、協力してきた。今になって突然、米軍住宅が出来ることは容認できない。[163]</p> <p>(7) 愛宕山を米軍住宅にすることは、岩国の治外法権の拡大を許すことになり、これ以上の米軍基地の拡大強化には反対。そのためにも、基地外の愛宕山跡地への米軍住宅建設は認められない。米軍住宅は基地内に造るべき</p>	<p>これらの御意見は、今回の都市計画変更案と直接関係するものではありません。</p>

である。[60]

(8) 医療センターを中心として、障害者支援センター、リハビリセンターや老人ホーム等の施設等を建設し、21世紀にふさわしい福祉に優しいまちづくりを進めてほしい。[59]

(9) 愛宕山が米軍住宅になると、米兵が増え犯罪が近くで起こり子供が外で遊べなくなる。愛宕山の自然がなくなった上に、子供、孫達に良い環境が残らないため、跡地が米軍住宅になることは許せない。子供、孫達が住みやすい岩国になるように願う。[54]

(10) 米軍住宅が建設される可能性が高い状況で、事業中止後の跡地利用計画を明らかにせず、「中止してから転用方法を考える」、あるいは「売却先を探す」と言うのは市民・県民に対して無責任である。事業の廃止のみでなく都市計画そのものを一から見直す必要がある。[54]

(11) 奉納相撲で春の祭を楽しむなど、300年の歴史があり地元住民がよく愛する愛宕神社が米軍住宅に囲まれていれば安心して鎮座もできないし、氏子として許すことができない。跡地への米軍住宅建設には絶対反対である。[35]

(12) 「住み良さ日本一の元気県づくり」は愛宕山に米軍住宅では実現できない。岩国市街地の真ん中に米軍住宅は要らないので、知事は県民代表として国に強く反対してほしい。[35]

(13) 愛宕山に米軍住宅はいらない。愛宕山は基地周辺住民の集団移転先とすれば良い。市民が愛宕山に移ることを優先すべきで、その跡地に米軍住宅を建設すれば良い。[20]

(14) 愛宕山開発事業での住宅地継続が望ましいが、困難であれば、官民を問わず、研究機関や無公害型の企業誘致を進めるなど、市民の生活向上の場として知恵を出し、販売努力をすべきである。[19]

(15) 愛宕山地域への米軍住宅の建設は税金の無駄使いであり許せない。市民のために有意義な税金の使い方をしてほしい。[18]

(16) この度の都市計画変更案は中止後の都市計画が全く示されておらず都

市計画の型をなしていない。国に買取りを要求しているのであれば、国の利用計画を示すべきで、跡地の米軍住宅転用を認めない条件を付けるべきである。[13]

(17) 5,000人と言われる米兵及びその家族用の住宅用地は、100%愛宕山開発用地しかない。規模的にも適当な広さであり米軍住宅用地として最適地である。これまで以上に岩国市民の日常生活に過酷な負担を押し付ける「米軍再編」は断じて認めないし愛宕山への米軍住宅建設には絶対反対する。[12]

(18) 愛宕山への米軍住宅の建設は地域を分断し、治外法権の一大無法空間をつくり出す。住民は基地の軍事活動と日夜一体となった生活を送らなければならない。[12]

(19) 岩国市が主体となって進める、岩国医療センターの移転を踏まえた「周辺環境に配慮したまちづくり」計画が、検討資料を市民に公表せず跡地の利用計画の策定が進められていることは全く理解できない。早急に計画の全体像を市民に公表して説明し、市民の意見を集約すべきである。[11]

(20) 愛宕山開発用地の将来の利用計画は、100年の単位でどのようなまちを子孫に残すべきであるかという長期的なスパンでの地元住民・岩国市民の合意形成が欠かせないが、この度の都市計画の変更の手續・内容は、あまりにも姑息・拙速で説明不足である。[11]

(21) 用途変更については、特に「高齢者にやさしいまちづくり」の観点から積極的に土地利用計画を見直し、「住み、働き、学び、憩う」多機能型のニュータウン建設を目指すべきである。[11]

(22) 跡地を国が買うとしても地価下落後の近傍類地の評価額を提示するので赤字の解消からは程遠いことは眼に見えている。だれが後始末の責任をとるのか。[11]

(23) 県と市の事務レベルで設置している艦載機移駐に伴う騒音・治安対策の「検討協議会」を市民を交えた公開協議の場とし、この場で愛宕山の跡地利用計画検討の有無も明らかにすべきである。[11]

- (24) 愛宕山開発地は、岩国市にとって21世紀の発展に向けて2度と確保できない貴重なスペースである。市民優先の政治を考えるのであれば、米軍住宅建設はとんでもない話である。[11]
- (25) 愛宕山に米軍住宅を建設するのであれば基地の一部となるので、白地にする必要があるが、市街地に新たな「治外法権」の空間をつくり出すことになり、絶対に認められない。[11]
- (26) 新住事業を中止しても、住居系の用途地域（第1種中高層住居専用地域）が残り、都市計画道路を廃止すれば、接道義務が確保できず住居系の用途では建築物が建てられないため、米軍住宅以外の用途は想定されていない。[11]
- (27) 良好な環境の愛宕山に米軍住宅用地を求めるのはあまりにも身勝手であり、米軍住宅を建設したいのであれば、国と県が共同して元地権者や周辺住民に説明し、すべての同意を取り付けるべきである。[11]
- (28) 国が平成20年度に予算計上している米軍家族住宅に係る現地調査に際しては、地権者の同意はもちろん周辺住民への事前の説明が欠かせない。事業用地を所有している公社は、一方的な調査実施に応じるべきではない。
[11]
- (29) 事業を中止するのであれば、植林して自然に戻すべき。自然が愛宕山へ回復することを願っている。[8]
- (30) 跡地は住民福祉を根幹に据えた見地から、森林公園など市民の憩いの場所をつくり、地球温暖化対策として自然の再生を図ってほしい。[7]
- (31) 地権者は、夢の団地ができるとの触れ込みで、土地を手放すことに同意した。愛宕山を米軍住宅にすると、地権者に対する背信行為であり、契約違反である。愛宕山に米軍住宅はいらない。[5]
- (32) 跡地は、市民球場や陸上競技場等の運動公園を含めた市・県の公共施設の建設により、元気な県・市づくりに利用すべきである。[5]
- (33) 基地周辺住民の愛宕山への集団移転は反対。基地が拡大するのみである。[2]

	(34) 跡地の4分の1以外の残りの土地について、早急に国と協議し、売却する手続を進めることが急務である。[1]	
財政・事業 収支	<p>(1) 滑走路移設事業では「官製談合」が行われ260億円もの税金が無駄になった。これを損害賠償金として取り戻せば新住事業の赤字は一挙に解消する。国・県はまずは協力してこの回収に当たるべきである。[11]</p> <p>(2) 赤字財政、愛宕山事業の破綻による市民の負担は大きい。当初から事業は赤字が見込まれているにもかかわらず開発を進め、赤字だからやめるとするのは言語道断で、少々の赤字負担は仕方ない。岩国医療センターや市民に身近な公共施設ができれば住宅が建ち税金が増えるので赤字は少しずつでも返せる。米軍住宅、民間空港を拒否して国からの補助金がカットされるなら、市民が借金返済に努める。[7]</p> <p>(3) 愛宕山を開発した目的は基地の沖合移設のためであり、経費は国が負担し、跡地は岩国市に返すべき。将来の岩国市の発展に援助を実施してほしい。[2]</p> <p>(4) 事業の中止、廃止により先行投資してきた財源が無駄になるが、その総額と中止による新たな投資経費についての説明がない。[1]</p>	これらの御意見は、今回の都市計画変更案と直接関係するものではありません。
事業中止に 至る責任問 題	<p>(1) 県及び公社のトップによる事業中止の責任がとられていない。愛宕山開発事業の破綻は結果的に地元住民が被害を被る。十分な調査もしないで工事を始めた県や公社のトップの責任は重い。見通しの甘さ、ズサンな計画による事業中止の責任が明らかにされていない。だれがこの責任を負うのか明確にしてほしい。[1, 393]</p> <p>(2) 公社は、第三セクターとして独立性・主体性を発揮せず県の方針に従った結果、経営の危機に至った。歴代の理事長は、県民に対し本来は不要な補填金(税金)の支出を強いることになるので、責任をとって損失相当額</p>	これらの御意見は、今回の都市計画変更案と直接関係するものではありません。

	<p>を賠償すべきである。[180]</p> <p>(3) 空母艦載機移転により必要となる米軍住宅を基地内で賄えないとすれば、愛宕山の広大な宅地が米軍住宅用地として日米両政府の間で合意されるのはだれの目にも明らかであり、それを承知で愛宕山の新住事業を廃止しようとする知事の責任は重い。[11]</p> <p>(4) 周辺住民にとって、新設の小学校や福祉施設はコミュニティの核となり、タウンセンターやコミュニティセンターなどは交流の場となるものであったが、最後になって、これら市民の長年の「夢」を無惨にも打ち砕いた県と公社の罪と責任は重い。[11]</p> <p>(5) 愛宕山開発に伴う赤字は知事と住宅供給公社の責任で処理すべきであって、岩国市民に押し付けるなど許せない。県は、事業破綻の責任を認め地域振興として積極的に財政支援すべきである。[8]</p>	
<p>米軍岩国基地再編</p>	<p>(1) 「空母艦載機部隊」の岩国移駐に断固反対する。この問題は山口県や岩国市だけの問題ではなく周辺自治体やここに住んでいる住民の問題でもある。滑走路の沖合移設事業は、在日米軍再編による空母艦載機移駐の恰好の「受皿」とされ、沖合移設の名の拡張工事が、空母艦載機移転の「呼び水」となった。空母艦載機移転のため、米軍住宅用地確保を国と県が一体となって進めている構図が浮かび上がって見える。艦載機移駐を認め、愛宕山が米軍住宅になれば大変なことになる。米軍基地は縮小へ向かうべきで、瀬戸内海に軍事基地を設けるべきではない。[194]</p> <p>(2) 米軍再編は絶対反対。基地そのものの撤退を強く願う。これまで国と県とが共同で取り続けてきた「住民無視」の姿勢に、住民は情報不足で不安感にさいなまれてきた。極東一の米軍基地になろうとしているのに知事は岩国に1度も説明に来ない。知事は、安易な妥協はやめて、米軍再編容認の姿勢を改め地元住民の声に耳を傾け、政府に対し岩国市民の反対の声を伝えてほしい。[96]</p>	<p>これらの御意見は、今回の都市計画変更案と直接関係するものではありません。</p>

- (3) 沖合移設、米軍再編で、騒音の軽減と安心安全を期待したが、騒音が今以上に生活を脅かす。これ以上の負担を岩国市民に課せないでほしい。
[41]
- (4) 岩国では戦後米兵の非行に苦しめられてきた。米兵の事故や事件が身近にあるが、国の対応は不誠実である。米兵の数が増えれば犯罪が増える。これ以上の地元負担には絶対反対であり基地は撤去すべきである。[36]
- (5) 基地から脱却して、平和で静かな安全、安心に生活できる岩国にしてほしい。住民の生活環境の安心安全、基地の撤退を訴えたい。岩国を平穏な生活が確保されたまちとして子供たちに残してやりたい。[22]
- (6) 戦後、岩国は市の中心部を基地によって分断され、まちの発展も進まなかった。滑走路の沖合移設完了時には、基地の不要となる部分を返還させるのが市民の熱い願いであったが返還地はゼロである。岩国市民を犠牲にしてお金のために米軍再編を受け入れ、愛宕山に米軍住宅を建設するなど言語道断である。米軍住宅は基地内の空いた敷地に建設すべき。それが不可能であれば米軍再編の受け入れはすべきでない。[16]
- (7) 国民の税金を米軍のために使わず、もっと有効に活用することを期待する。沖合移設で生まれた土地は市民生活に生かされるべきである。[4]
- (8) 8月18日、19日に新聞が報道した様な国県の密室協議が事実ならこれまでの手続は市民をだましたことになる。事実を明らかにし手続をやり直すべきである。[3]
- (9) 沖合移設事業が間違いで漁業権の侵害である。も場を新設すること。[1]
- (10) きらら博会場跡地を利用して基地を移転すればよい。[1]

その他

事業地内の里道について

- (1) 新住事業用地内には約20本の「里道」が残存しており、周辺住民が日常慣習的に自由に使用してきたものである。新住事業を中止するのであれば、県・市・公社が協同して里道を復活し住民に返すべきであり、施行者

これらの御意見は、今回の都市計画変更案と直接関係するものではありません。

である公社は原状回復して市と住民に戻さなければならない。また、里道は岩国市の財産として残っており、公社はこれら里道を買収しない限り、全体の土地を国に売却することは出来ない。[1,323]

(2) 新住事業の施行者である公社は、事業の開始に当たり新住法26条に基づき、里道の財産管理者である県と協議を行っているはずである。県と公社は、当時の新住法上の協議内容を明らかにすべきである。[11]

民間空港について

(3) 岩国市に民間空港は要らない。米軍機等と共用では危険性が大きく、利用者も少なく採算が取れず県市に経済的負担を求められることは必至である。岩国空港存続のため、新たな米軍部隊の受入れを国から求められる危険もある。[23]

(4) 「民間空港再開と米軍住宅の取引」が噂されているが、事実を明らかにすること。米軍住宅と民間空港を天秤にかけるなら空港は必要ない。[3]

環境アセスメントについて

(5) 今回の計画変更に伴う用途変更に見合った環境アセスメントの再実施がなされておらず違法である。[12]

公共下水道について

(6) 岩国都市計画下水道の尾津処理区が縮小変更されないままとなっている。跡地に米軍住宅が建設されれば明白に地方財政法違反となり接続すべきではないので、その部分につき公共下水道区域の変更を要する。[11]